なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：https://www.e-bisc.go.jp/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　電話025―280―8880

電子メール

keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

３）交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑵のとおり。

４）書面による交付方法：上記３）の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記２）へ郵送又は託送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

⑶　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に１部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑶のとおり。

２）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑶のとおり。

受付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　電話025―280―8880（代表）　内線2526

電子メール

keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

提出期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑷のとおり。

提出場所：〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係　電話025―280―8880（代表）内線2526

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑸のとおり。

２）紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑸のとおり。提出先は、北陸地方整備局総務部契約課契約係。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑹のとおり。場所は、北陸地方整備局１階入札室にて行う。

⑹　設計業務成果等の閲覧　本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は入札説明書による。

６　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北陸地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　北陸地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北陸地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正とされた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑸　低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第１項中「10分の４」を「10分の２」とし、第５項、第６項及び第７項もこれに準じて割合変更する。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者、監理技術者等の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

⑺　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者、監理技術者等とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

また、工事契約後に専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。

⑻　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）が発注する工事の入札参加を認めない（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものを対象とする。）。

⑼　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

⑿　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。